

令和 4 年度 総合的な鳥獣対策講習会 講習資料

福知山市産業政策部農林業振興課

畜産・有害鳥獣対策係

【第 1 の柱 捕獲対策】



【第 2 の柱 防除対策】

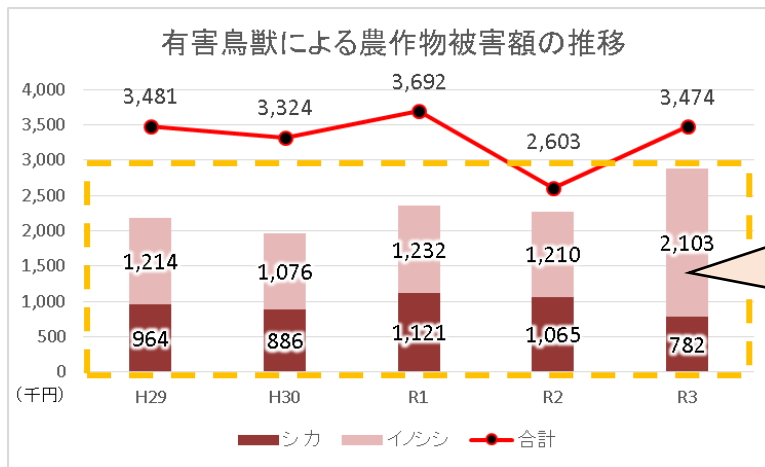


【第 3 の柱 生息環境管理】



【有害鳥獣による農作物被害】

■シカ、イノシシをはじめとする有害鳥獣による被害は深刻であり、福知山市の過去5年間の農作物被害を平均すると、毎年約 3,300 万円の被害が発生しています。



被害の多くはシカ、イノシシによるもので、令和 3 年度では約 8 割を占めています。

【農作物被害を軽減するには】

■有害鳥獣による農作物被害を軽減するためには、「捕獲対策」、「防除対策」、「生息環境管理」の 3 本柱を総合的に取り組む必要があります。

■この 3 本柱は、地域ぐるみでの取り組みが鍵となっており、どれかひとつでも欠けるとそれぞれの対策の効果が薄れるため、バランスよく取り組むことが大切です。



「出典：鳥獣被害の現状と対策（農林水産省農村振興局）」

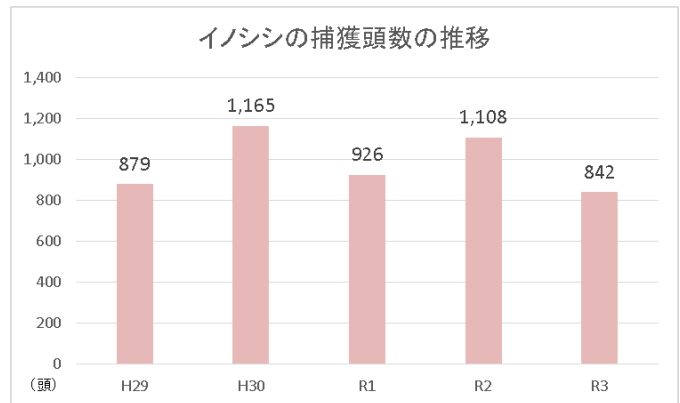
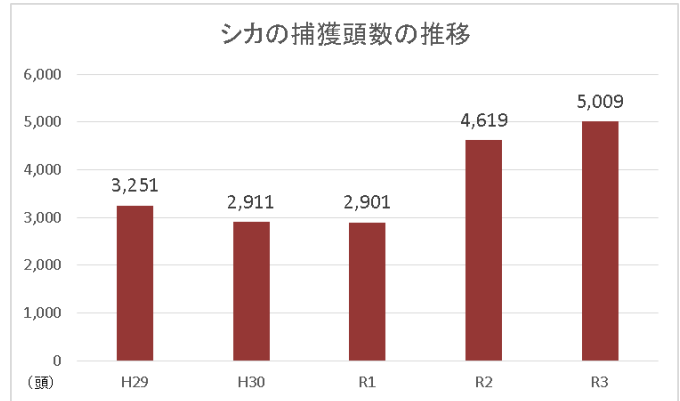
※文中では、「個体群管理」を「捕獲対策」、「侵入防止対策」を「防除対策」と表現を変えています。

【第1の柱 捕獲対策】

<捕獲実績>

■有害鳥獣の捕獲は、市の駆除隊員が担っており、過去5年間平均で、シカを毎年約3,800頭、イノシシを毎年約1,000頭捕獲しています。

京都府内のシカの推定生息数と 令和2年度捕獲実績			
		推定生息数 (頭)	R2捕獲実績 (頭)
京都林務	京 都 市	15,650	3,074
	向日 市	0	0
	長岡京 市	30	11
	大山崎 町	2	3
	小計	15,682	3,088
山城局	宇 治 市	678	316
	城 陽 市	274	16
	八 幡 市	4	0
	京田辺 市	2	1
	木津川 市	105	352
	久御山 町	9	0
	井手 町	508	25
	宇治田原 町	1,154	234
	笠置 町	281	93
	和束 町	614	259
	精華 町	4	0
	南山城 村	319	194
	小計	3,952	1,490
南丹局	亀岡 市	1,108	1,031
	南 丹 市	17,544	2,103
	京丹波 町	6,144	2,575
	小計	24,796	5,709
中丹局	福 知 山 市	17,644	5,991
	舞鶴 市	5,213	1,913
	綾 部 市	10,462	1,572
	小計	33,319	9,554
丹後局	宮 津 市	2,898	555
	京丹後 市	12,254	3,827
	伊 根 町	355	82
	与謝野 町	2,744	761
	小計	18,251	5,225
合 計		96,000	25,066



福知山市のシカの捕獲頭数 5,991 頭は、京都府全体のシカの捕獲頭数 25,066 頭の約4分の1を占めています。

<地域での捕獲対策>

■実際に有害鳥獣の捕獲を行うのは、市に登録している駆除隊員ですが、地域の皆さんも捕獲対策において重要な役割を担っています。

■次の表は、地域で管理されている「檻・柵」の「管理者(駆除隊員)と管理補助者の役割分担表」です。管理補助者とは、資格がなくてもなれる捕獲対策のサポーターです。管理補助者ができないのは、資格が必要な「①わなの架設」、「⑤わなの再架設」、「⑥止めさし」の3つだけで、それ以外の日常管理は行えます。

■「檻・柵」での捕獲は、エサの補充や周辺の草刈りなどの日常管理によって捕獲効率が左右されるため、管理補助者も行える捕獲のサポートが重要です。

(管理者(駆除隊員)と管理補助者の役割分担表)

	必要な資格	① わな 架設	② えさ 撒き	③ 見回り	④ 草刈り	⑤ わなの 再架設	⑥ 止め さし	⑦ 個体 処分
管理者 (駆除隊員)	①狩猟免許 ②許可証又は 従事者証	○	○	○	○	○	○	○
管理補助者	不要	×	○	○	○	×	×	○

捕獲のサポート

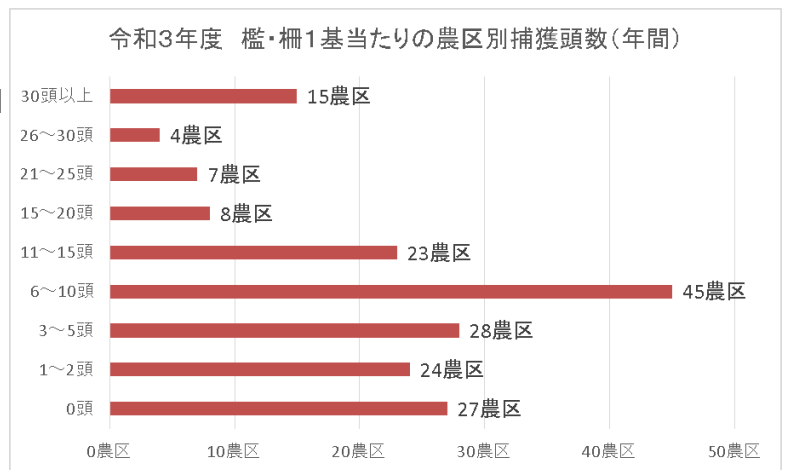
■次に「檻・柵」での捕獲状況です。

■右のグラフは、令和3年度の「檻・柵」1基当たりのシカ、イノシシの農区別捕獲頭数(年間)をまとめたものです。捕獲頭数の多い地域から少ない地域までばらつきがあることが分かります。

■単純に数だけを見ると、捕獲対策をさらに進めることで、個体数を減らす

ことが可能です。エサやエサの撒き方、草刈りなどの維持管理の仕方や「檻・柵」の設置場所などを管理者と地域で相談のうえ見直し、効果的な捕獲対策に取り組みましょう。

※実際には、シカ・イノシシの生息密度や侵入防止柵の設置状況、捕獲「檻・柵」の設置数など、いろいろな要因が捕獲頭数に影響を与えるため、必ずしも「捕獲頭数が少ない」から「被害が発生する」というわけではありません。地域に適した対策をひとりひとり分担して行い、持続的に取り組める体制づくりを進めていきましょう。



<捕獲対策に当たっての注意事項>

■「檻・柵」の管理に当たっては、管理を依頼した駆除隊員とよく打ち合わせしてください。たとえば、「檻・柵」を移設したことを駆除隊員と共有していないと、駆除隊員が現地に行っても場所が分かりません。

※「檻・柵」を新しく設置される場合や移設される場合は、所定の手続きが必要です。
市農林業振興課にお問い合わせください。

■「捕獲」行為(「管理者(駆除隊員)と管理補助者の役割分担表」の「①わなの架設」、「⑤わなの再架設」、「⑥止めさし(動きを止めた野生鳥獣のとどめをさすこと)」は市に登録している駆除隊員でないと行えません(※)。それはシカ、イノシシだけに限らず、アライグマ等の小動物でも同じです。

※「狩猟免許を持っていない人が行うわな等の法定猟具を用いた「捕獲」行為や、「狩猟免許を持っていても、駆除隊員の登録をしていない人の駆除期間中の「捕獲」行為」は違法行為となります。

■もし、御自身で捕獲に従事されたい場合は、ぜひ狩猟免許を取得し、市の駆除隊員への登録をお願いします。

■福知山市では、駆除隊員への登録を前提に、狩猟免許の取得費の支援を行っています。また、駆除隊員登録後は、捕獲実績に応じた報償金や、捕獲活動に必要なハンター保険の加入費用の支援などを行っています。御興味をもたれましたら、お気軽に市農林業振興課にお問い合わせください。

【補足】

📌 狩猟と駆除の違い

■狩猟も駆除も野生鳥獣を捕獲することは同じですが、狩猟は基本的に趣味の範囲で行われるのに対し、駆除は農作物被害の軽減を目的として取り組んでいます。

■通常、野生鳥獣を捕獲できる期間は狩猟期(11月15日～3月15日)ですが、野生鳥獣による農作物被害が甚大であるため、市が駆除期間(3月20日～11月10日)を設定しています。

■令和5年1月末時点で、210名の駆除隊員が日々捕獲活動に従事しています。

■なお、市に許可された期間以外はわなを仕掛けることができません。また、「檻・柵」については、農区が管理しているものでも、市の許可を受けた駆除隊員しか、「檻・柵」のわなを仕掛けること、捕獲した鳥獣のとどめをさすことはできないため注意が必要です。

獣種		駆除期間		狩猟期(11/15～3/15)					駆除期間	
		4/1～11/10	11/11～11/19	11/20頃～2/19	2/20～3/10	3/11～3/19			3/20～3/31	
シカ・イノシシ	捕獲柵・捕獲おり(注1)	■							■	
	捕獲柵・捕獲おり(狩猟期駆除 注2)			■	■	■	■	■		
小動物(注3)	はこわな	■			■	■	■	■	■	■

(注1)新たに檻・柵を設置する場合は、届出が必要です
(注2)狩猟期駆除許可を受けた檻・柵のみ使用可能です
(注3)アライグマ、アナグマ、ヌートリア、ハクビシン、タヌキ
(注4)市の許可がない人は架設・止めさしは一切できません
(注5)『狩猟期駆除許可』看板の見本

有害鳥獣駆除 実施中 (令和4年度)

1. 番 号 狩猟期許可 福知山市
第1309-001番(狩猟期駆除)

2. 農 区 〇〇農区

3. 設置場所 福知山市
字〇〇中野〇〇番地

4. 許可期間 令和4年1月24日から
令和5年3月10日まで

3月10日までに全ての檻・柵を閉じてください
『狩猟期駆除許可』看板(注5)を設置後、記載の日から使用可能
農区長様宛に、『狩猟期駆除許可』看板を発送します
11月10日までに全ての檻・柵を閉じてください
狩猟期駆除(檻・柵)の意向を農区長様へ照会します(10月)

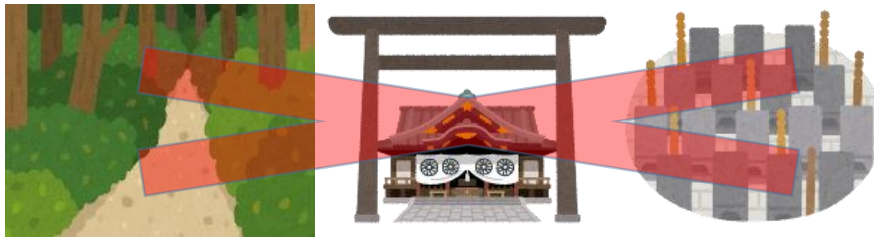
3月20日以降に『駆除隊員』
が檻・柵を架設

【補足】

☞ 「檻・柵」を設置してはいけない場所

■ 必要な資格がないと「檻・柵」の架設することはできませんが、「檻・柵」を地域で運搬し設置されることがあるかと思います。

■ 「檻・柵」はどこにでも設置できるわけではなく、設置してはいけない場所があり、公道・社寺境内・墓地などには「檻・柵」を含むものは設置することができません。特に公道は、国道や地方道はもちろん、農道や林道、里道など道の形状をしている場所全般が該当し、道路の法面まで含まれるため注意が必要です。



☞ 小動物の家屋被害について

■ 小動物が家屋に侵入した場合、小動物の侵入経路を特定し、塞ぐなどの対策が効果的です。このような対策は、家屋に直接影響が及ぶため専門の業者に御相談ください。

※福知山市では公益社団法人日本ペストコントロール協会を紹介しています。

＜近畿支部 京都府ペストコントロール協会＞

連絡先：0774-46-9873

※また、タウンページに記載されている害虫駆除業者にも、小動物の対策をされている業者があるようです。御参照ください。

■ また、野生鳥獣を捕獲(殺傷を含む。)することは、原則として禁止されています。たとえ家屋内であっても、必要な資格や許可なく、小動物用の檻などで小動物を捕獲した場合、鳥獣保護管理法に違反し、懲役または罰金が科せられることがありますので、御注意ください。

【第2の柱 防除対策】

<侵入防止対策>

■防除対策では、侵入防止柵の設置による侵入防止対策が中心です。侵入防止柵には、ワイヤーメッシュ柵のように障壁によって侵入を防ぐ「物理柵」と、電気柵のように強い電気ショックを与え、学習効果によって侵入を防ぐ「心理柵」があり、野生鳥獣の侵入を防ぐのに効果があります。

■一方で、「苦労してワイヤーメッシュ柵を設置したのにイノシシに入られた。」「電気柵を設置したが、シカは飛び越えて入ってくるため効果がない。」という声をお聞きます。せっかく設置した柵を突破されると、「柵を設置してもどうせ入られてしまう」と諦めモードになってしまいます。

■侵入防止柵の効果をしっかり発揮させ農作物被害を減らすには、「侵入防止柵が適切に設置されているか」、「適切な設置状態・環境を維持できているか」の2つのポイントが重要です。

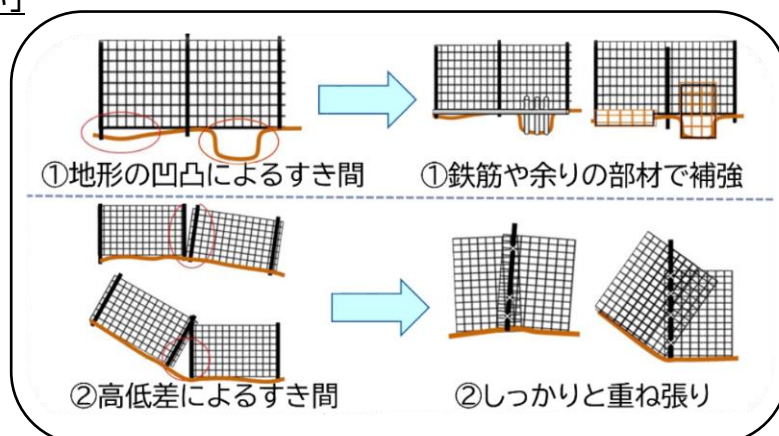
<侵入防止柵が適切に設置されているか>

◎物理柵の場合

■物理柵であるワイヤーメッシュ柵の効果的な設置のポイントは①「すき間をつくらない」、②「設置後の管理を事前に想定」、③「地面との設置面を補強」、④扉付近の立て付けを確認」の4つです。

ポイント①「すき間をつくらない」

■柵の設置を進めると、地形や高低差によってすき間が生じることがあります。必要に応じて補強したり、重ね張りをしたりして野生動物が侵入できそうなすき間をなくしましょう。

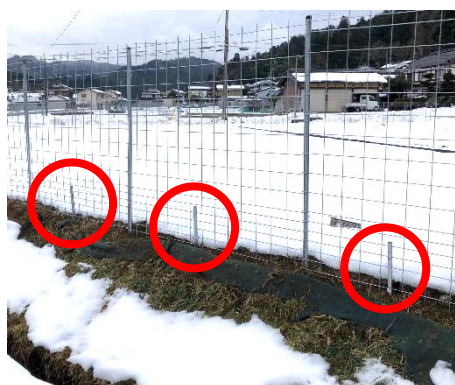


ポイント②「設置後の管理を事前に想定」

■柵は設置すれば終わりではありません。どこからか破られて侵入されていないか、すき間ができていないかなどを点検することが大切です。そのためにも、設置後どのように管理するのか事前にイメージをもって設置しましょう。



ポイント③「地面との設置面を補強」

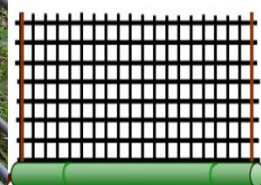


■物理柵を設置した場合でも、地面との設置面はイノシシに狙われやすく、掘り起しにより侵入される可能性が高い場所です。そのため、網の中間などに支柱やアンカーを打ち込み(写真左)、網の弛みを少なくしたり、柵の下

部から地面にかけてスカートのように網を設置(写真右)し侵入路を掘り起こししづらいうようにしたりすることが効果的です。

ポイント④「扉付近の立て付けを確認」

■作業のための柵の扉は不可欠ですが、基本的に扉は地面に設置していないため、野生動物の侵入の面では弱点になりやすいです。できるだけ柵の下部で結束線を固定したり、竹などを用いて固定したりするなど、網がめくられづらいような工夫をしましょう。



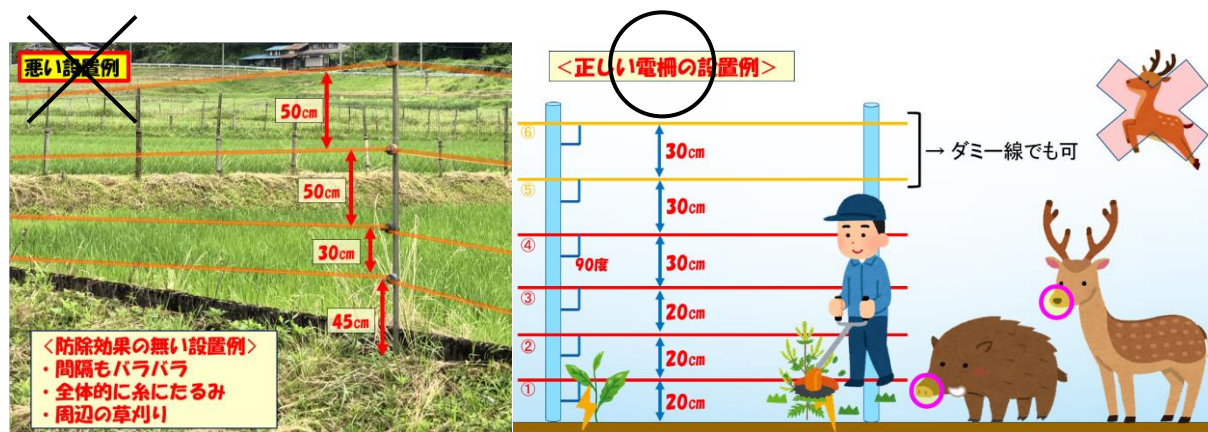
◎心理柵の場合

■心理柵である電気柵は、電気ショックの痛みを野生鳥獣に経験させ、柵に近寄りづらくさせるものです。電気柵を効果的なものにするためには、野生動物が痛いと感じる電圧(5,000V 程度)で、野生動物の弱いところに電線が当たる必要があります。

■シカやイノシシの外皮はほとんど電気を通さないため、感電するのは鼻先だけです。そのため、電気柵の最下段は、イノシシの鼻が当たる地上 20cm程度の位置にしてください。

■下図の「悪い設置例」のように、電線の高さがばらばらであったり、たるんでいたりすると、野生動物がくぐり抜けてしまい効果がありません。

■「電気柵を設置しても上から飛び越えられる」ということをお聞きしますが、野生動物は基本的に下をくぐろうとするため、特に電気柵の下段の方に注意をお願いします。



＜適切な設置状態・環境を維持できているか＞

■きちんと柵で囲っているつもりでも、野生鳥獣に対しては効果を発揮していないことがあります。たとえば、電気柵の高さがイノシシに効果のある地面から 20cm間隔の高さになっていなかったり、下部に野生動物が楽に侵入できるようなすき間があったりするような場合です。

■また、設置したばかりのころは効果があっても、電気柵の場合は草が茂り、電線に触れると漏電してしまい効果がなくなります。このように、柵の設置の仕方やその後の管理の仕方といった人的要因によって効果が小さくなっている例が少なくありません。

■侵入防止柵設置後も、月1回など定期的に点検を行い、侵入されている箇所がないか確認しましょう。また、草むらなどの茂みがあると、野生動物の潜む場所となるため、周囲を除草し、管理を効率化させつつ野生動物が出没しづらい環境にしていきましょう。



一度侵入された箇所は、補修しなければ毎晩のように野生動物が侵入します。

<侵入防止柵の侵入防止以外の効果>

■侵入防止柵の設置は捕獲対策にも有効です。

■侵入防止柵での守りが甘いと、野生動物はどこからでも農地に侵入することができます。農作物等を食べ満腹になると、基本的に「檻・柵」に警戒するシカ、イノシシは、なかなか「檻・柵」の中に入ってくれません。

■しかし、侵入防止柵の設置や維持管理がしっかりしていて農地の中に入れない場合、空腹の野生動物は、「檻・柵」に警戒しながらも「檻・柵」の中に入りやすくなります。特に集落や農地まで出没する動物は、農作物等へ被害を与える有害な個体である可能性が高いため、捕獲すれば農作物被害の軽減に大きく寄与します。

【補足】

㊦ 侵入防止柵設置に係る支援について

■福知山市有害鳥獣対策協議会では、要望のあった農区等団体に対し、審査の上、侵入防止柵の資材を貸与する事業を実施しています。

■春ごろに要望調査を実施する予定です。侵入防止柵の設置を検討される農区等団体は、設置場所の検討や、関係者や自治会内での理解を得ていただくなど御準備をお願いします。

■なお、国の補助金を活用していることから、事業実施には要件があります。次の要件は主なものであるため、御不明なことがあれば市農林業振興課までお問い合わせください。

①受益戸数が3戸以上であること

②耐用年数(ワイヤーメッシュ柵:14年、電気柵:8年)が経過するまで農地を維持し、侵入防止柵の管理が行えること等

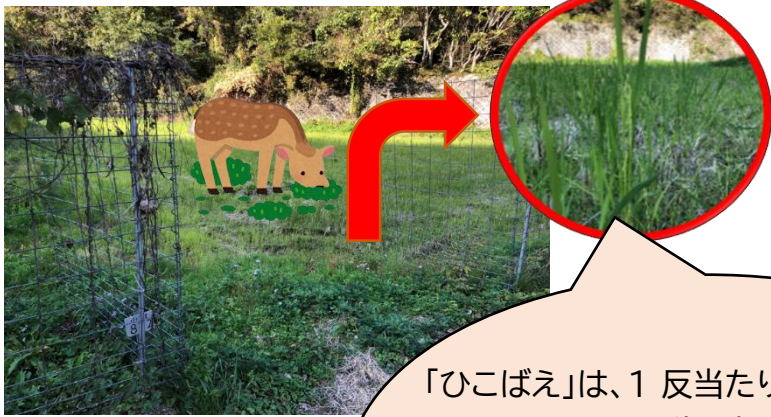
【第3の柱 生息環境管理】

<生息環境管理>

■野生鳥獣が好むのは、「エサが食べられる場所」、「安全に隠れられる場所」です。この2つの条件を満たすと鳥獣被害が発生してしまいます。「生息環境管理」では、この2つの条件を満たす場所を減らし、野生鳥獣にとってのエサ場としての価値を下げることで、野生鳥獣を寄せ付けない農地が作られます。

<エサが食べられる場所>

■集落内には、稲刈り後の「ひこばえ」や、農作物収穫後の残渣、管理がされていない柿の木など、野生鳥獣にとって立派な「エサ」がたくさんあります。これらは「無意識の餌づけ」となっており、鳥獣被害の温床となっています。

管理がされていない柿の木	
稲刈り後の農地の様子 （「ひこばえ」は人が困る被害ではないため、扉も開いたまま。）	 「ひこばえ」は、1反当たり約60kgとれることもあり、晩秋～初冬にかけての貴重な栄養源となっています。 これに味をしめ、良いエサ場として学習し、農繁期にも「エサ」を求め出没します。

<安全に隠れられる場所>

■どのような場所が「安全」と認識されてしまうのでしょうか。

■それは、農地の周辺にある管理不足によって生い茂った隠れ場所のことです。このような隠れ場所があると、野生鳥獣はその姿を人にさらすことなく農地に近づけるため、鳥獣被害を増やす原因となります。

<野生鳥獣を農地に寄せ付けないために>

■農作物残渣をなくし、「無意識の餌づけ」を含め野生鳥獣のエサとなるものがない環境にすることが大切です。

■また、茂みなどをなくし、野生鳥獣の隠れ場所をなくすことが大切です。

■このような対策を地域ぐるみで取り組み、農地周辺の環境を整備することで野生鳥獣が侵入したり定着したりしないような、野生鳥獣にとって魅力のない農地にしていきましょう。

注目

📖 柿はクマの主な出没要因



■放任果樹、特に柿の木はクマの主な出没要因となっています。熟す前の青い柿からよく熟した甘い柿まで好んで食べるため、柿がなりだす時期から市役所に寄せられる目撃・痕跡情報のある場所の近くには、柿の木が植えられていることが多いです。



民家付近の柿の木に登るクマ

■柿は食用として家屋の付近に植えられていることが多いため、結果として地域の皆さんの生活圏までクマをおびき寄せてしまいます。集落内で柿を食べたクマは、その集落をエサ場として認識し、度々出没するようになり、最悪の場合人身被害につながる場合があります。

■このような事態を引き起こさないためにも、「食べる柿の木」と「不要な柿の木」を区別していただき「食べる柿の木」にはトタン巻き、「不要な柿の木」は伐採するなどし、クマを寄り付かせない集落にしましょう。



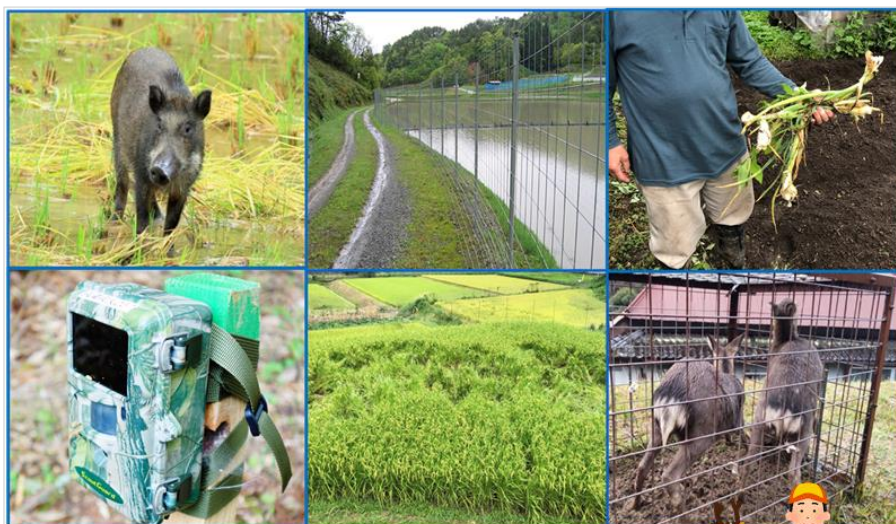
【終わりに】

■有害鳥獣対策は、「これをすれば終わり」という特効薬はありません。また、効果的な対策を行うには地域ぐるみで取り組むことが大切です。

■侵入防止柵や捕獲檻・柵の設置、草刈や作付け、これらの労務の負担は地域の皆さんでしていただいていることです。大事に育てた農作物を守るためにも、これらの取り組みを「一応やっておくけど効果はないだろう」と切り捨てずに、トライ＆エラーを繰り返し、鳥獣被害が軽減できるような取り組みにしていきましょう。

■福知山市では、このような地域ぐるみの取り組みを推進するため、専門職員がアドバイスをさせていただく「出前講座」を実施しています。

■捕獲「檻・柵」のエサ撒き等管理の仕方、侵入防止柵の維持管理の仕方、生息環境管理の必要性など何でも結構です。自治会や農区でお困りのことがあれば一度御相談ください。



～地域の獣害対策～ 出前講座承ります！



◎農作物に甚大な被害をもたらすシカ・イノシシ等の有害鳥獣への対策について、各地域の実情に応じて市の鳥獣対策員が出前講座を実施して対策の仕方についてアドバイスをを行います！

◆講座の時間・内容については事前に打ち合わせさせていただき、柔軟に対応いたします。



お問い合わせは下記まで！

TEL 0773-24-7047

E-mail noushin@city.fukuchiyama.lg.jp

担当 福知山市 産業政策部 農林業振興課
鳥獣対策員 望月